

令和3年度

緊急援護資金貸付拠点区分
計算書類

社会福祉法人
調布市社会福祉協議会

緊急援護資金貸付拠点区分 資金収支計算書

第一号第四様式

(自)令和 3年 4月 1日(至)令和 4年 3月31日

(単位:円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
事業活動による収支	収入				
	事業活動収入計(1)				
	支出				
	事務費支出 事務消耗品費支出 流動資産評価損等による資金減少額 徴収不能額	20,000 20,000	20,000 20,000 35,000 35,000	0 0 △35,000 △35,000	
	事業活動支出計(2)	20,000	55,000	△35,000	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	△20,000	△55,000	35,000		
施設整備等による収支	収入				
	施設整備等収入計(4)				
	支出				
施設整備等支出計(5)					
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)					
その他の活動による収支	収入				
	拠点区分間繰入金収入	20,000	20,000	0	
	その他の活動収入計(7)	20,000	20,000	0	
	支出				
その他の活動支出計(8)					
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	20,000	20,000	0		
予備費支出(10)		—			
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	0	△35,000	35,000		
前期末支払資金残高(12)	282,000	281,275	725		
当期末支払資金残高(11)+(12)	282,000	246,275	35,725		

緊急援護資金貸付拠点区分 事業活動計算書

第二号第四様式

(自)令和 3年 4月 1日(至)令和 4年 3月31日

(単位:円)

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
サービス活動増減の部	収益			
	会費収益		5,000	△5,000
	会費収益		5,000	△5,000
	サービス活動収益計(1)		5,000	△5,000
	費用			
	事務費	20,000	5,000	15,000
事務消耗品費	20,000	5,000	15,000	
徴収不能額	35,000	30,000	5,000	
徴収不能引当金繰入	2,000	7,000	△5,000	
サービス活動費用計(2)	57,000	42,000	15,000	
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	△57,000	△37,000	△20,000	
サービス活動外増減の部	収益			
	サービス活動外収益計(4)			
	費用			
	サービス活動外費用計(5)			
サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)				
経常増減差額(7)=(3)+(6)	△57,000	△37,000	△20,000	
特別増減の部	収益			
	拠点区分間繰入金収益	20,000		20,000
	特別収益計(8)	20,000		20,000
	費用			
特別費用計(9)				
特別増減差額(10)=(8)-(9)	20,000		20,000	
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)	△37,000	△37,000	0	
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)	99,275	136,275	△37,000
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	62,275	99,275	△37,000
	基本金取崩額(14)			
	基金取崩額計(15)			
	その他の積立金取崩額(16)			
	その他の積立金積立額(17)			
次期繰越活動増減差額(18)=(13)+(14)+(15)+(16)-(17)	62,275	99,275	△37,000	

緊急援護資金貸付拠点区分 貸借対照表

令和 4年 3月31日現在

資産の部		負債の部				(単位:円)
	当年度末	前年度末	増減	当年度末	前年度末	増減
流動資産	62,275	99,275	△37,000	流動負債	0	0
現金預金	42,275	28,275	14,000			
短期貸付金	204,000	253,000	△49,000			
徴収不能引当金	△184,000	△182,000	△2,000			
固定資産	0	0	0	固定負債		
基本財産						
その他の固定資産	0	0	0	負債の部合計	0	0
				純資産の部		
				基本金		
				基金		
				国庫補助金等特別積立金		
				その他の積立金		
				次期繰越活動増減差額	99,275	△37,000
				(うち当期活動増減差額)	△37,000	0
				純資産の部合計	62,275	△37,000
資産の部合計	62,275	99,275	△37,000	負債及び純資産の部合計	62,275	△37,000

計算書類に対する注記（緊急援護資金貸付拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当法人は、定額法による減価償却を実施する。

②無形固定資産（リース資産を除く）

当法人は、定額法による減価償却を実施する。

③リース資産

当法人は、ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース料総額から利息相当額の見積額を控除せず、定額法による減価償却を実施する。

(2) 徴収不能引当金の計上基準

当法人は、毎会計年度末において徴収することが不可能と判断される債権の金額及びその他の債権残高の総額に、過去の徴収不能額の発生割合を乗じた金額を、徴収不能引当金として計上する。

(3) 賞与引当金の計上基準

当法人は、職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を賞与引当金として計上する。

(4) 退職給付引当金の計上基準

当法人は、退職一時金の支払に備えるために、期末在籍者（実際に期末に退職する職員を除く）が期末に退職した場合の退職金要支給額を退職給付引当金に計上する。

(5) 消費税の取扱い

当法人は、消費税等の会計処理として、税込方式を採用している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

当法人は、平成18年度以降に採用となった職員の退職金の支給に備えるため、公益財団法人東法連特定退職金共済会が実施する特定退職金共済制度に加入している。

また、平成17年度以前に採用となった職員に対し、職員の退職手当に関する規程に基づき退職一時金を支払うこととしている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 緊急援護貸付拠点区分計算書類（第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）

(2) 拠点区分におけるサービス区分別資金収支明細書（会計基準別紙3（⑩））

緊急援護資金貸付拠点区分におけるサービス区分は単一であるため作成していない。

(3) 拠点区分におけるサービス区分別事業活動明細書（会計基準別紙3（⑪））

緊急援護資金貸付拠点区分におけるサービス区分は単一であるため作成していない。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
短期貸付金	204,000	184,000	20,000
合計	204,000	184,000	20,000

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

令和3年度

緊急援護資金貸付拠点区分
附属明細書

社会福祉法人
調布市社会福祉協議会

引当金明細書

自 令和3年 4月 1日 至 令和4年 3月31日

社会福祉法人 調布市社会福祉協議会
緊急援護資金貸付拠点区分

(単位:円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘要
			目的使用	その他		
徴収不能引当金	182,000	2,000			184,000	
計	182,000	2,000	0	0	184,000	

(注)1. 引当金明細書には、引当金の種類ごとに、期首残高、当期増加額、当期減少額及び期末残高の明細を記載する。

2. 目的使用以外の要因による減少額については、その内容及び金額を注記する。

3. 都道府県共済会または法人独自の退職給付制度において、職員の転職または拠点間の異動により、退職給付の支払を伴わない退職給付引当金の増加または減少が発生した場合は、当期増加額又は当期減少額(その他)の欄に括弧書きでその金額を内数として記載するものとする。